

国民年金からののお知らせ

国民年金保険料の納付が困難なときは…
申請免除制度・若年者納付猶予制度を
利用ください

国民年金は20歳から60歳まで、40年間加入し保険料を納めることになっています。しかし、病気やケガ・所得の減少・失業などにより、保険料を納めることが困難なときがあるかもしれません。

そのようなときには、申請して承認されると保険料を納めることが免除される「申請免除制度」や保険料を納めることが猶予される「若年者納付猶予制度」を利用ください。

申請免除制度

申請免除制度には、申請して承認されると、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部を納める「一部納付（一部免除）」があります。免除後の保険料は次のとおりです。

■免除後の保険料

区分	種類	保険料
全額免除	全額免除	0円
	一部納付（一部免除）	
	4分の1納付（4分の3免除）	3,470円
	2分の1納付（2分の1免除）	6,930円
	4分の3納付（4分の1免除）	10,400円

※受付開始は平成18年7月から

若年者納付猶予制度

若年者納付猶予制度は、30歳未満の方（学生を除く）を対象に保険料を納めることを猶予する制度です。

対象者

対象者は、本人・配偶者・世帯主の全員（若年者納付猶予制度の場合は本人・配偶者）が次のいずれかの要件に該当する方です。

① 前年所得が少ない方

■免除・若年者納付猶予制度の対象となる所得の目安

世帯構成	全額免除 若年者納付猶予	4分の1納付 (4分の3免除)	2分の1納付 (2分の1免除)	4分の3納付 (4分の1免除)
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

※所得額は、社会保険料控除額等を考慮したおおよその目安です。ただし、全額免除・若年者納付猶予の場合には、前記の所得額が基準となりません。

② 失業・倒産・事業の廃止などにあった方

③ 障害者または寡婦であった

忘れずに手続きを

て、前年所得が125万円以下の方

④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

⑤ 特別障害給付金を受けている方

「免除」「若年者納付猶予」「一部納付（一部免除）」の認定を受けた期間は「未納」とは異なり、受給資格期間に含まれます。必ず忘れずに手続きをしましょう。

年金の種類	納付	全額免除	若年者納付猶予	一部納付	未納
老齢基礎年金	○	○	○	○	×
障害基礎年金 (受給資格期間)	○	○	○	○	×

○…含まれる ×…含まれない

なお、一部納付の場合は、保険料を納めていないと含まれません。

手続きの方法

市民課市民係または各総合

兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

- 6月10日(土)は
午前9時30分～午後4時
- 6月5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)は
午前9時～午後7時

《問合せ》

- ▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196
- ▽市民課市民係または各総合支所市民生活課